

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十二年五月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年十月二十六日奈良県指令建第八四―九〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年五月六日第七三四七号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十二年五月六日第四五三一号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市地黄町一〇番地ノ二、一一番地、一二番地ノ二の一部、一五番地ノ一、一八番地の一部、九七番地ノ一、九八番地ノ一、九八番地ノ三、四八二番地、四八三番地、四八四番地ノ一及び四八四番地ノ三並びに小綱町二八番地、二九番地ノ一、二九番地ノ二、二九番地ノ三の一部、二九番地ノ四の一部、三〇番地ノ二の一部及び三〇番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市北郡山町三一一番地ノ三

和光建設株式会社 代表取締役 峠隆雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市地黄町一〇番地ノ二、一一番地、一二番地ノ二、一五番地ノ一、一八番地及び九七番地ノ一の各一部並びに小綱町二八番地、二九番地ノ一、二九番地ノ二、二九番地ノ三、二九番地ノ四、三〇番地ノ二及び三〇番地ノ三の各一部

公園 橿原市地黄町九七番地ノ一の一部、九八番地ノ三及び四八四番地ノ三

水路 橿原市地黄町一八番地の一部

下水道 橿原市地黄町一〇番地ノ二、一一番地、一二番地ノ二、一五番地ノ一、一八番地及び九七番地ノ一の各一部並びに小綱町二八番地、二九番地ノ一、二九番地ノ二、二九番地ノ三及び三〇番地ノ三の各一部

一 許可番号

平成二十二年一月十五日奈良県指令建第八四―八六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年五月七日第七三四八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十二年五月七日第四五三二号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市良福寺三七番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡明日香村飛鳥四六九番地

社会福祉法人朱鳥会 理事長 山本進章

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市良福寺三七番地ノ三の一部

一 許可番号

平成二十一年十月二十八日奈良県指令建第八四―九二号

平成二十二年四月十四日奈良県指令建第八四―九二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年五月七日第七三四九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十二年五月七日第四五三三号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町馬見南四丁目一番地ノ二九八及び一番地ノ三〇〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市内膳町五丁目三番地三一号

株式会社フクダ不動産 代表取締役 福田文彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町馬見南四丁目一番地ノ二九八及び一番地ノ三〇〇の各一部

下水道 北葛城郡広陵町馬見南四丁目一番地ノ二九八及び一番地ノ三〇〇の各一部

一 許可番号

平成二十二年三月八日奈良県指令建第八四―一五五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年五月七日建第七三五〇号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十二年五月七日建第四五三四号

三 開発区域に含まれる地域

天理市二階堂上ノ庄町七九番地ノ二及び八〇番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市二階堂上ノ庄町三二二番地

竹田真道

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市二階堂上ノ庄町八〇番地ノ一の一部